

# 令和3（2021）年度事業報告書

## I. 情勢・概況

### 1. 日本経済の動向

令和3年度（以下「令和」は略す）の我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあったが、同年9月末の緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の解除以降は徐々に緩和される方向にあり、持ち直しの動きがみられた。がその後、病毒性は低いものの感染力が異常に高いとの特色を持つ変異種・オミクロン株への置き代わりが進む事態となり、関係36都道府県に「まん延防止等重点措置」を発令。オミクロン株の特性に対処する一【学校や保育所、高齢者施設等における感染防止策の強化、臨時の医療施設等の整備、1日100万回目標を踏まえたワクチン3回目接種の加速など】一対策を実施したが、継続するコロナ対応に加え、ロシアのウクライナ侵略が進む等国際情勢も混迷の度合いを深めるなかでより厳しい状況にあった。

特に新型コロナウイルス感染症に対しては医療提供体制の強化やワクチン接種の促進、治療薬の確保に万全を期し感染症の脅威を社会全体として引き下げながら経済社会活動の正常化を図っていく事を継続することとし、「経済対策」を迅速かつ着実に実行、水際対策も検疫体制を勘案しつつ内外の感染状況等も見ながら緩和、経済を自律的な成長軌道に乗せる、とした。

こうした背景の下に、1月の閣議決定「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では、3年度実質国内総生産（実質GDP）成長率は2.6%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.7%程度となり、GDPは3年度中に感染拡大前の水準を回復することが見込まれるとしたが、2月にはロシアがウクライナ侵攻を開始、第3次世界大戦への危険をはらみながら、「ロシアへの経済制裁」によって、世界的な経済バランスが崩れることとなり、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクが顕在化している情勢にある。政府は具体的対策として、原油価格の高騰に対しては「原油価格高騰に対する緊急対策」を3月に取りまとめ、国家備蓄原油の放出や石油元売り各社への価格補填の対策を行うなど懸命の防衛策を取っているが、更に追い打ちをかけるように対米ドル円レートが114円台から121円台まで円安方向に推移しており、より厳しい経済環境にあると言える。

いずれにしても内外ともに現下の情勢は新型コロナへの緊急対応に加え、世界を巻き込んだウクライナ侵攻、これらから派生する世界の経済秩序の混乱等かつてない厳しい局面にある。

## 2・瀬田南大萱霊園の動向

### (1) これまでの動き（歴史的背景）

瀬田南大萱霊園（以下霊園と表示）誕生の起点は昭和44年8月にJR瀬田駅が実現し、これまでの農村集落的なたたずまいから一気に住宅開発が進み市街地化が形成される頃に見ることが出来るが、創立はその後の紆余曲折を乗り越え、先人たちの不断の熱意と地域住民の理解で立ち上げた「財団法人瀬田南大萱霊園」設立許可（滋賀県指令公衛第1300号）を時の滋賀県・稲葉稔知事から受けた日、昭和62年9月28日を始まりとしている。

その後、幾多の課題を乗り越えて今日を迎えているが、最近・平成20年以降の経過についてふれる。特に大きい変化は平成20年12月に「新しい公共」の考え方から公益法人制度改革関連三法が成立。行政主体の公共サービスの時代から公益法人をはじめとする新しい公共の担い手が広く公益活動を担うという流れの中で、平成21年には公益移行へのプロジェクトを発足。22年、23年の準備期間を経て、平成24年には公益財団法人としての許可（滋賀県指令総第332号・滋賀県知事 嘉田由紀子）を得、同年4月1日「公益財団法人瀬田南大萱霊園」としてスタート。墓地事業を通じた公益法人として、使命と目的を忠実に実行し、更に地域に広く貢献できる霊園に生まれ変わるべく、創造的事業転換に取り組んだ。その後、平成29年9月には創立30周年を祝うとともに開園30周年に向け“30年の基盤の上に「やさしさの霊園づくり」”を提唱。第2工区スロープ改修工事をはじめ、東屋・叡観亭、管理用倉庫・そなえ舎新築工事、元年には「開園30周年記念事業」として、多機能トイレと休憩所・ほのぼの庵、新築工事を含む「ウエルカムスペースリニューアル工事」を完成。利用者目線での施設整備を行い、開園30周年記念誌「さくらと灯籠のみた30年」を取りまとめるとともに、施設の披露・関係者への感謝の集いとすべく「記念式典」を画策したが、コロナ禍の情勢下中止とした。

2年度にあつては、社会生活が新型コロナ感染症に対応した三密回避など環境が激変する中で事業活動は堅実な動きに推移したが、開園30周年事業で取り組んできた「利用者目線での霊園改革」を更に進める意味から、永代供養合葬墓構想を構築。3年度には同構想の具体化に着手、利用者の利便性を進める意味での収益事業の認定取得など今後の新たな霊園事業展開への重要な一步を記すことが出来た。

## (2) 第35期の霊園事業概況

当期の経営概況は、完全に新型コロナの渦中にあり、3密を避けるソーシャルディスタンスが常態化する中で静かな事業活動に終始し、昨年同様に恒例行事や意欲的な目に見えた取り組みが出来ないままに一年が経過した。しかしながら、この時期を充電の期間との認識のもとに、30周年を契機に“利用者にやさしい霊園運営”を目指す中でその核施設である「永代供養合葬墓」計画の具体化や、経営基盤を補強する収益事業開始の取り組みなどソフト面での充実を経営の柱とし取組んだ。

会計面では収入の多くを占める墓地使用料収入が3,516万円と前年実績・3,126万円から増加。原因としてはコロナ禍の萎縮経済とは言え、先延ばしのできない堅調な需要が戻ってきたこと、前期に続く再使用区画の丁寧な促進策が功を奏したものとと言える。他方、墓地管理料収入はご利用者皆さんの理解による値上げ実施によって2,519万円を計上。その他少額ではあるものの、受取寄付金・23万円。長期低金利で複数年契約の受取利息が漸減の47万円。雑収入69万円。経常収益においては当期収入合計・6,203万円とした。前期と比べ、1,000万円の収入増加となったが、内容的には墓地使用料の400万円、管理料収入の600万円であり、特に管理料は今後も継続的に保証される安定収入として、更なる経営基盤の確立に大きく貢献することが期待される。

一方費用面では、高額な支出はなく、全体支出予算額・15,250万円を大きく下回る5,145万円となった。これらの原因は新型コロナウイルス感染症の長期化のなかで計画していた諸行事が中止、縮小になったことや永代供養墓建設計画、シャトルバス構想の遅延が大きい。特に永代供養墓やシャトルバスは新たな挑戦として予算額には個々の人員を配置する計画であったことから人件費の差異にも影響を及ぼすこととなった。また、予算額を上回る結果となった営繕費は計画外であった南進入路の雑木伐採工事費187万円であり、永代供養合葬墓近隣説明会での地元要望として出された、霊園メイン入口を北入り口から団地内を経由しない南進入路へ変更する工事の一環である。公租公課の固定資産税は96万円、トイレおよび休憩所建設に伴う不動産取得税27万円、消費税納付については164万円とし、課税方式についても来期以降に高額な事業支出が控えているため引き続き本則課税方式を採用した。

収益判定にあたる当期一般正味財産増減額は1,227万円の決算で公益法人財務3基準の収支相償のため、同額を資産取得資金へ積立。公益目的事業の費用割合・50%以上が求められる公益目的事業費率は82%で達成。期末日における遊休財産額が公益目的事業の年間事業費を超えない基準を示す遊休財産額保有制限は遊休財産額3,202万円に対して公益目的事業費は4,111万円となり、3

基準を満たすことができ、流動資産（現金、預金等）を 2,498 万円増加させることとなった。

結果的に本決算においては今期計画していた高額支出は来期に持ち越す形の決算となった。

## Ⅱ．活動の報告

### 1．墓地管理業務

#### （1）墓地使用許可業務

霊園事業における原点である墓地供給基盤は、創設時譲渡を受けた広大な敷地を最大限活用する形で、事業開始時の第一工区墓地 2987 区画（内訳・一般区 2022 区画、特別区 965 区画）と 19 年 12 月に着工し翌年 10 月に完成を見た第二工区墓地造成工事（敷地面積 22,957 ㎡）の墓地区画（Aタイプ 541 区画、Bタイプ 2121 区画、Cタイプ 1291 区画、総数 3953 区画・スロープ工事により 7 区画減少）と併せて 6940 区画を擁し、2 年度末までに 4008 区画を使用許可していることから 3 年度当初には 2932 区画でスタートした。

これを受け、本年の墓地使用許可においては Aタイプ 11 区画、Bタイプ 22 区画、Cタイプ 27 区画、その他 15 区画（返還地再使用）併せて 75 区画の新規契約があり、開設以来 4083 区画（一般区 3071 区画、特別区 937 区画）で使用されている。使用許可状況を見てみると、本年の使用許可数・75 は最近の最小許可数であった元年の 53 を上回り、昨年 66、4 年前・29 年の 69 を超える数字であり、需給環境が大きく改善したとは言えないものの、ほぼコンスタントに 70 区画程度の供給が見込める状況にある。

内容的には前年に比し B 区画墓地・25 が横ばいであったのに対し、A 区画墓地が 2 区画、C 区画墓地が 7 区画それぞれ増加した。しかし、過去には年間 50 区画以上をコンスタントに供給していた C 区画墓地が半数程度であり、近年の傾向である管理料一括払いの合祀墓・永代供養墓や小区画集合墓・樹木葬などの簡易埋葬方式への利用者指向の変化が続いていると思われる。

また、その他に分類した再使用区画が 15 と昨年に続き使用が進んだが、同区画は新使用者にとっては求めやすいリーズナブル区画であることの認識が進み、ほぼ空きのない状態で供給が進んだ。

## (2) 墓地管理運營業務

契約から使用許可、その後の墓所築造工事から開眼まで、墓地を使用していたくまでには概ね2~3か月の月日を要する。まず墓所築造工事は墓石等施設設置工事届による承認後、取り掛かり、その第一歩が境界巻石工事となる。墓地使用規則では「使用許可後3か月以内の巻石設置」をお願いし、使用墓地境界の明確化を図ることとしているが、本年は43件の届けがあり、ほぼ完全に規則に沿った運用がされた。続いて墓石設置工事となるが、同工事には期限規制はないものの近年の傾向として、巻石・本体一括工事の施工形態が進み、契約後ただちに建墓に供されることが顕著となっており、55件の届け出があった。

また、現況完全使用が進んでいる第一工区の未施工空地も再販循環によって、使用許可に合わせた整然とした墓所築造が進んでいることが確認でき、使用者志向がこれまでは将来を見込んだ「準備・備え需要」であったのに比し、近年では「必要な時に即使用の直接需要」へ世相変化していることが見て取れる。

また、その他工事は霊標、置石、塔婆立てなどの追加的構築物を内容としているが、28年から責任区分の明確化の意味を含め追加彫刻項目を届け出事項とし、28年は146件、29年・133件、30年・117件、元年・140件、2年・114件、本年度・131件をカウント、その多くが追加彫刻の申請内容であった。

墓地管理業務については「墓地、埋葬等に関する法律」(以下「墓埋法」)の基本的事項である焼骨等埋蔵届出書(納骨申請)は212霊の届け出があり、当霊園の累計納骨数は5586霊となり、いずれも大津市役所戸籍住民課への届け出を行った。また改葬許可申請(他墓地から当園への受入改葬)は17墓地を数え、最遠隔地は西が鹿児島ほか九州各県、東が東京、他は島根県や畿内から、県内は8件の改葬があり、うち地元西野墓地からは3件であった。その反面、墓地改葬届(当園から他墓地への転出改葬)申請が4件であり、近隣の宗教法人墓地、永代供養墓等へ「墓埋法」に基づく正規の手続きによる、適切な改葬・送骨管理業務を実施した。

## (3) 永代供養合葬墓をすすめる

今、とむらいや霊園を取り巻く環境はこれまでの重厚長大(社葬、団体葬、地域葬・企業墓、顕彰墓碑、在家個人墓)世相に比し、少子化の急激な進行、「高齢世帯の増加」や「核家族化」などお墓を取り巻く環境は大きく変化、お墓の在り方や吊いの方法にも変化が見られる。そのようななかで葬儀の方法も親戚葬、

家族葬、直葬と簡便な儀式に変化。お墓の形態も夫婦墓、樹木葬墓、合葬墓、手元供養等がもてはやされている。これまでのお墓は子々孫々に渡り「家」としてお祀りをする形態がほとんどであったのに加え、個人や夫婦でお祀りをするような形態も増加、多様に変化するなかで近年、合葬墓形式の集合墓施設が地方自治体を中心に整備が進んでいる。

このような動きをいち早く捉え、当霊園の理想とする永代供養合葬墓構想を提案。従前の公益目的事業に「永代供養合葬墓の設置、運営に関する事業」を追加する定款変更手続きを進めるとともに、具体化に向け3年11月5日「墓地等の経営許可の申請に伴う事前協議書」の提出を主管庁である大津保健所に行った。

### 1) 定款に永代供養合葬墓を具体的表記

当霊園は初期の公益認定にあたり、公益目的23事業のうち6.公衆衛生の向上を目的とする事業の範疇から「墓地に関する事業」を実施することから平成24年に公益認定を受けている。そのようななかで計画初期段階では、今回の永代供養合葬墓は「総体としての墓地の発展した形態」との認識のもとに、定款変更までの重要事項ではないとの判断のもとに準備を進めていた。

しかしながら、指導機関への指導を仰ぐ中で従来型の墓地ではない「新しい形態の墓地」として具体的表記をし、明確な位置付けを行うことが肝要であるとの判断のもと、公益目的事業のうち3項に「永代供養合葬墓の設置、運営に関する事業」を追加し、以下各号を条ずれにて表示する改正を3年10月に申請、県公益認定等委員会の審議を経、4年3月18日付滋賀県指令総第2号により認定された。

### 2) 固まる。永代供養・合葬墓構想

お墓は人々にとって、人間として生きてきた道標であり記念碑だと言われる。そのようなことから、本霊園における合葬墓は、「周辺利用住民が安心して将来に向けて繋いで行ける施設であり、故人の足跡が残せ、次世代の墓守に負担なく引き継げる墓地」であることを基本に仕組みを構築。概ね50年間使用を目標とし、施設全体はシンボルモニュメントを中心にその時間の経過に耐えうる斬新なものとし、墓参者の精神的満足度を満たすものとする。

目論見では埋蔵方法が遺骨を骨壺のまま一定年数保管する個別保管と遺骨を骨壺から出して共同で埋葬する合葬があるが、本園においては両方を採用することとした。建設に関しては規模費用ともに合葬のみの方が容積を取ることなく安価に施設整備できるが、埋葬後の個別墓地への対応や他の墓地への改葬対応が一切できない欠点があり、本園の存在するバックグラウンドが歴史の地であり、墓地は故人を永年にわたって供養し、遺族を含めその選択には十分な期間が必要であるとする「慎重な土地柄」であることを考慮し、一定期間の個別保管

後、合葬へ移行する運用を行うこととしている。

個別保管期間については、仏事行事の祭祀の習わしを基準に

- (ア) 当園に墓地を保有し個別保管なく、合葬する場合
- (イ) 建墓を想定し当初から5年間個別保管し、合葬する場合
- (ウ) 10年間個別保管し、合葬する場合
- (エ) 15年間個別保管し、合葬する場合

以上、4パターンいずれか選択可能なサービスを提供する事を決定した。

また合葬施設であることから、個別保管にさいしても事後の選択に対して焼骨を判別できるようにする配慮や、本来の合葬墓の機能を損なうことのないよう個別の祭祀や随時の遺骨の出し入れは認めない方針である。

### 3) 施設規模の概要は、納骨室半地下式 40 m<sup>2</sup>

永代供養合葬墓「おおがや悠久（仮称）」計画は通期75回（3年2月開催）理事会で承認。本年度に施設規模等を決定。監督機関の法的承認を待って、新年度着工の運びとなるが、同計画による建設規模は40 m<sup>2</sup>を予定、合葬墓空間として建屋地下部分に5,000体分を確保。焼骨保管部分は保管期間想定に合わせ最大1,000体の骨壺保管容積を確保するなど、条件に合わせた設計を行った。

計画地は当園の全敷地・73,600 m<sup>2</sup>が墓地公園の指定となっていることから特別な制約はないものの、景観上での配慮と有効土地利用を満たす適地として、開設当初の入り口として整備された敷地北東部の「ベルパーク進入路（閉鎖中）」から北側竹林部分・1,200 m<sup>2</sup>の傾斜地を利用し、設置。建屋は鉄筋コンクリート造平屋建て半地下式とし、屋上部分に永代供養・合葬墓のシンボルモニュメントを設置、一定の礼拝スペースを設ける構造。礼拝スペースに向かうエントランス部分は当園一番の高台に位置し、シンボリックツリー・どんぐりの巨木を中心に現況の自然のままの地形になじむ配置とし、西方眼下に下丸尾池とシンボル古代灯籠、比叡に続く連山を遠望するロケーションはまさに魂の自然回帰を連想させる情景を期待した設計とした。

また合葬施設であることから個人が大衆に埋没されることなく、存在を示し顕彰することを目的に、希望者には氏名、命の記録を刻印したプレートを作成し、その集合体としての墓碑銘を設置することとした。計画数は5,000体とするものの集合墓碑は一基・100名程度の掲載スペースになる事から当初5基を設置、5年毎の墓碑銘設置改装工事を実施することとした。

### 4) 大津保健所へ事前協議を申請

近隣地方自治体の設置事例を参考に構想を温めてきた永代供養・合葬墓の設置計画であるが、物を作る行為には多くの法的手続きが必要になる。

そうしたなかで、墓地の許認可に関する面から、3年11月7日大津保健所へ「墓地等経営許可事前協議書」の提出を行った。これらのことは大津市墓地等に

関する条例による手続きであり、内容的には納骨堂の新設と合葬墓の増設の2件の申請となった。その後の申請受理報告を受けた後、計画標識の設置を11月25日に行い、条例の定めによる周辺住民への一か月間の周知期間の経過した12月26日、ベルパーク自治会館を会場に「近隣住民建設計画説明会」を開催した。

同説明会では600自治会構成員のうち20名が出席。理事長あいさつの後、永代供養合葬墓計画の説明を行い、理解を求めた。が、10名の方から発言があり、永代供養墓の施設そのものには理解をいただけたものの、計画地についての更なる説明と自然景観とのすり合わせ、東出入口の恒久的閉鎖措置等の要望事項が出された。その後、これらの要望を反映した形で設計変更を加え、発言のあった全員の方に個別に説明・理解を得、本申請への手続きを進めた。

#### **5) 建設委員会を設置「推進をサポート」**

ほぼ全体構想が固まる中で3年度第5回理事会において、理事長を補佐助言する建設委員を任命。建設委員会を組織するとともに永代供養合葬墓の調査研究を含め建設に関するあらゆる事項の判断決定を行い、スムーズな同施設の完成を図ることとした。

### **(4) 公益貢献業務**

公益貢献業務については「より開かれた霊園墓地」を目指して各部会の所轄・連携による積極的な事業活動を画策したが、引き続きの新型コロナウイルス感染症の影響回避のため地道な活動に終始した。

#### **1) 「第4回さくらまつり」2年目の中止**

春彼岸の研修会行事・「春の研修会」は年初の一大イベント。本霊園の景観植栽の中心である桜・ソメイヨシノの開花時期に合わせて開催も、新型コロナウイルス感染症猛威の中で前年に引き続き中止とした。「花よりワクチン接種」三密回避、ソーシャルディスタンス確保、自粛のスタートとなった。

#### **2) 「地蔵盆」仏事のみ、縮小2年目**

お盆行事の一環「地蔵盆」は8月23日(月)に開催した。本年も昨年へ続き新型コロナウイルス対策をとる中で、仏事のみを簡略化した事業活動とし、霊園関係者、石材関係者代表による小規模の法要とした。

仏事は地域の真宗大谷派寺院・善念寺、治田義行老僧にお願いし、六体地蔵堂前での勤行を実施、出席者は三密を避け屋外に20余名が参列、コロナ肺炎の平癒と関係者の安寧を祈念した。

#### **3) 44回南大萱町戦没者追悼法要 常楽寺で**

ことしの南大萱町戦没者追悼法要は秋分の日9月23日(木)午後3時から当番寺院であった浄土宗寺院・常楽寺本堂内に祭壇をしつらえ、参会者も大幅に



減少したなかでしめやかに執行された。これもコロナ対策によるところであり、霊園の慰霊施設を離れての斎行は昨年に続き 2 年目、霊園からは松田勉理事長が代表出席を行い、「追悼のことば」をささげた。

#### 4) 予防対策とり、第 9 回理事長杯 GG 大会

10 月 29 日（金）当霊園多目的施設・グラウンドゴルフ場に 48 名（選手 40 名、大会役員 8 名）が集合。晴天の中で第 9 回霊園理事長杯グラウンドゴルフ大会を開催した。大会は 9 時に理事長の挨拶で開会、半日の日程で日頃の練習成果を争った。本年の大会実行委員長は連秀子さん（一里山 GGC）にお願いし、コロナ禍ではあったが、検温や手指消毒など対策に万全の配慮を行うとともに参加枠も縮小厳選し開催した。

同大会は恒例行事として定着。当霊園施設をホームグラウンドとして利用している団体代表者（11 グループ・会員登録 219 名）により実行委員会を組織、各団体から規模に応じて選手選考を実施、8 ホール・2 ラウンド 16 ホールで最小打数を競った。特にコロナ禍での開催と言うことから事前の実行委員会で「中止」の検討もされたが、委員各位の「こんな時だからこそ対策を確実に取り昨年同様に実施したい」との熱意が寄せられた。結果、昨年同様「密を避ける」意味からゲーム数は従来の 3 ゲーム 24 ホールから 2 ゲーム 16 ホールに縮小、出場選手枠も 8 ホールに各 6 名編成・最大 48 名の競技を各 5 名編成・40 名に縮小することで合意を得、開催となった。

その様な中、参加者構成は男性 18 名、女性 22 名で理事長杯の争奪が争われたが、今年も女性陣が 1,2 位を占め、女性優位を証明した。なお、優勝は 2 ホールインワン、トータルスコアー 33 の因照子さん（楽遊会）に霊園理事長杯。準優勝は連彦津子さん（海道会・37 打）、第三位は角田昭夫さん（小松原 GGC・37 打）、ラッキー賞・9 位に中藪隆夫さん（一里山 GGC）、BB 賞に寺田昌昭さんの皆さん。優勝の因照子さんは 4 年前の平成 29 年優勝者で今回 2 度目の栄冠となった。

#### 5) 観覧亭を活用、年間最高値 5,477 名

当霊園多目的施設・グラウンドゴルフ場は 16 年 10 月に完成。

当時は第 1 工区の使用契約が順調に進み、一定の安定的見通しの状況にはあったが、いまだ地元や周辺への理解が進まない中で、手軽にできるシニアスポーツとして流行の兆しに有ったグラウンドゴルフ競技に着目。公園墓地機能を補完する憩いの場の提供と施設利用によってより多くの市民が霊園へ足を運び、そのことによってさらに霊園への理解・認識が深まるとの一石二鳥の目論見のもとに設置した、という。

その後、16 年が経過する中で、特に年間利用者数はほぼ満杯状態・5,000 人を数え、利用者安全を第一義に、仮設的テントハウスの耐久・安全性の問題とコ

一ス内休憩施設の競技進行上に生じる不合理的を考慮し、隣接地での休憩所を主目的に東屋を平成 30 年 5 月に完成させた。規模は縦長構造・約 28 m<sup>2</sup>の広さを持つ木造平屋カラーガルバリウム鋼板葺き建物で、「叡観亭」の名称は、設置場所が下丸尾池を望む東端高台に位置し、西方に比叡の山並みが遠望でき、池をわたる涼風に四季の移ろいを感じられる絶好の位置にあることから命名、更なる多目的活用への期待を込めた。

特に本年の運用にあたっては新型コロナ感染拡大に伴って出された緊急事態宣言に呼応し、8 月 27 日から 9 月 30 日まで使用禁止措置により拡大予防に努めるなど慎重な利用となったが、本年のグランドゴルフ場利用者数は年間 5,477 名（使用報告書記載数）を数え、同施設の利用者統計開始以来の最高数値を記録した。

### （5）「やさしさ」の霊園づくりを推進

全敷地面積・7 万 m<sup>2</sup>余の広大な園地を管理運営するなかで「安全・安心視点での施設整備」と「美的修景管理体制の充実」「利用者に寄り添ったやさしさの霊園」の 3 本の柱のもとに公園墓地づくりを進めてきた。

特に開園 30 周年の節目に当たり、今後さらに 40 周年への方向を示す記念のハード事業「ウエルカムスペースリニューアル計画」としての位置付けのもとに「多機能付きメイントイレ整備事業」「総合休憩所新築整備事業」をメインとする“使・利用者にやさしい霊園”への施設整備を行い、運用を開始二年が経過した。同統合的施設は「ほのぼの庵」と命名、日常使用に供しているが、折からのコロナ感染症拡大による自粛基調によってイベント活用など機能をフルに使った運用は出来ていない。しかし利用者の中からは確実な歓迎の声をいただいております、今後に期待をよせたい。

また、美的修景管理については、修景造園清掃管理委託業務を計画に従い確実に実施、安定的な清掃管理の成果とともに美的景観の向上に寄与できた。四年目となった「お供え花の取り扱い」は徐々に理解・浸透してきたものの、更なる貢献との意味では期間限定の取扱体制に課題がみられる。

#### 1) 多機能トイレ、車いす常連さんも

当霊園は既使用墓地・4069 区画をご使用いただいている中でご利用者もいろいろな方がおられる。加えて、近年の高齢化の進行は車いすでの墓参者の増加や社会インフラの高度化によるトイレ設備の高性能化、衛生志向の高まりは無視できない状況にあった。

そうしたことへの対応から、体の不自由な方への対応や乳幼児のおむつ交換、オストメイト機能を備えた多目的トイレ、さらには男女使用を分離した大規模総合トイレと言う理想の施設を完成、利用者の期待に応え、二年が経過した。

利用状況について、直接データはないものの、企業局への流量データ(汚水流入個口メーター)の報告値によると旧施設の200%から300%を示している。もちろん設備の充実による絶対的水量の増加も加味しなければならないものの確実に使用・利用が進んでいることをうかがい知ることのできるデータと言える。年間を通じ何回となく介護タクシーでお参り頂く常連の墓参利用者も見受ける。「私たちにとって、広い駐車場、広いトイレが一番有難い」と利用者の弁。無駄な経費は削減しなければならないが、合目的のための経費増加として評価したい。霊園は「墓場で無く、公園であり、縁ある人々の交流の場」でありたい。

## 2) 総合休憩所「更なる活用を！」

従来の「やすらぎの間」に代わる“より使用者の利用自由度の高い・利便性を考慮した休憩所施設の充実”が待たれていたなかで、トイレ整備に併設して総合休憩所施設「ほのぼの庵」が完成。使・利用者が自由に利用いただけるくつろぎとやすらぎの空間を提供し、近年の利用者ニーズでもある公共財としての公園墓地機能の充実にも貢献、より親しみとやさしさに配慮した当霊園の利用者拠点が整備できた。だが、自主活動拠点としての期待もコロナ感染対策の影響下でイベント等活動が出来ない中で十分な活用が出来たとは言い難い状況にあった。日常活動的には開眼や納骨の集まりに利用いただく状況が散見出来、また天候不順時の対応には、声は届いていないものの大きく機能していたことがうかがえる。本年の反省の上に立って、今後のコロナ以後の利活用を図らねばならないといえる。

## 3) 南進入路「支障木除去」すっきり！

当園の進入路は開園当初東入口がメインとされ、その後北入り口が設置されたが、いずれも住宅地内を通過するルートであり、安全面での配慮等から公道に接する進入路が期待されていた。そのようななかで名神高速道路拡張工事に合わせ、霊園所有山林を困難と言われた保安林解除を行い開設したのが現在の南進入路であり、平成9年のこと。それ以来、24年を経過し当時切り開かれた法面には松を主体とする雑木が繁茂し、道路をふさぐような状況となったことから総延長約200mの法面の支障木除去作業を実施。進入路としての景観整備と利用者誘導に努めた。

特に近年文化ゾーン道路が県立体育館建設とともに主要道路としてのアクセス環境が整備され重要度を増しており、栗東、石山地域の利用者を中心に喜ばれている。また、今後さらに広がる利用者に対し、大看板の設置など当園の玄関入り口としての整備を視野に取り組みすることとしている。

## 4) 次期使用区画の防草シート設置

これまで次期使用区画は雑草の生育時期に合わせての草刈作業に委ねていたが、当園の使用区画順列が「瓦じき方式」による順番使用であることから新規墓

地の使用者区画が常に草刈り作業の要する区画に隣接しておりご迷惑をおかけしていた。そうした経緯から、墓参者への配慮と周辺景観の向上を目的として、200m、400㎡約200区画の新規区画に防草シート施工を行った。

### 5) 利便性向上・供花の取扱4年目

「より気軽にお参り頂ける・親しみとやすらぎの霊園」実現への一助となるよう、利便性の向上を目的に墓参者への身近なサービス事業として、「お供え花取り扱い」をJAの協力により実施、4年目を迎えた。本年も長期休暇となるお正月の取扱を取りやめ、お盆や彼岸（秋・春）の3回/年を設定、同期間の休出も含め出来るだけ長期にわたって取扱いのできるよう配慮、対応することとした。

供花供給については取り扱い期間の天候に左右されることが第一で価格的には量販店等と比較しても遜色なく供給単価もほぼ変わらない水準にあることからいかに多くの墓参者に「手ぶら参りでお花は霊園で！」を意識付ける事が大切と言える。

全体として、天候に大きく左右されるものの一度ご利用いただいた利用者は確実にリピーターになっていただけること、休憩所「ほのぼの庵」での取扱形態の定着化、「墓前セット花」の期間を通しての提供等一定の手ごたえがあり、可能性が感じられた。

## 2・法人管理業務

### (1) 許可使用者の状況

2年度末の墓地使用許可者は4,008家であったのに対し、本年度には75家の新規使用許可があり、何らかの理由で返還処置を取られた14家を差引、本年度末は4,069家の使用となった。返還数は昨年21家から減少。内容的には開園当初からの使用契約者が多く、いずれも80歳前後の高齢者で巻石のみでご使用いただいていた方々が大部分を占め、後継者の生活拠点の遠隔化による転居や絶家懸念による合祀式永代供養墓への改葬など、時代的背景を感じさせる事象である。

特に返還の内容は、歴史ある他霊園では「墓じまい」による返還が多くを占めるのに対し、当園では平成20年第二工区完成後「旧価格据え置き特例」としていた第一工区、特別区使用者・約3000名への年間墓地管理料を揃える形での値上げのお願いによって、長期未施工使用者が「存続可否」の決断をされた背景も見受けられ「未使用更地返還」が多くを占める。

また、使用者の名義変更ともいえる「墓地使用権承継届出書」については、年間74件を数え、昨年19件の減少、それぞれに承継手続きを完了した。承継が進んだ背景としては管理料未収の整理や納骨届の適正提出の啓蒙等による

利用者情報の確認作業など地道な管理作業の積み重ねによるところが大きい。

## (2) 「管理料の値上げによる平準化」を実行

当霊園では開設以来 30 年間当初の管理料を踏襲し運営管理を行ってきた。しかし、経営の根幹を形成する墓地使用料収入が平成 28 年度から最盛期の約半数に低迷するという墓地事情の変化や平成 29 年度からの水道料金の大幅値上げや、諸経費の負担増に加え、元年 10 月からは消費税が 10%に値上げをされた。特に消費税にあっては初回・平成元年 3%、9 年 5%、26 年 8%、今回で 4 回目の値上げとなるもののいずれも内税対応としており、税率が上がるに従い管理料収入を圧迫する状況にある。このような諸条件の中で将来に対する経営責任の維持継続を果たす意味から、一方の収入源である管理料の値上げによる経営基盤の充実を図るべく取り組んだ。

### 1) 将来にひろがる「利用者サービス」

年間管理料の値上げによる平準化は収益構造の改善だけでなく、今後の経営構造の改善の意味でも大きな要因であった。特に第一工区と第二工区の管理料二重価格は同一の霊園サービスを享受できる環境にありながら負担する費用に差があることの「不平等感」を払拭するためにまず必要不可欠の要素であった。

そうしたなかで今回平準化、統一化が実現したことから、近年お客様要望として多く寄せられていた「後見人である子どもたちが日本全国・外国にまで生活空間が広がる中で、自分・親世代の老齢化とともに自家墓の維持管理サービスによる継続とその延長線上にある永代合葬施設への供養形態へ移行したい」等の管理料の複数年納入や霊園総合管理を内容とするやすらぎ制度の検討に着手した。

## (3) 収益事業の「認定」を申請

### 1) きびしくなる収益構造を補完へ

当霊園では創立 33 年を数え、公益への転換約 9 年を迎えるが、その間取り巻く環境は厳しく変化してきた。

設立当初から今日までの草創期は地元南大萱区からの財産区財産ならびに資金提供があったことや、地域発展の中で多くの新墓地供給が出来たこと等から、結果的に順風満帆の運営であった。しかし、開園 30 周年を経過し、成熟期を迎えるなかで少子化や墓地ニーズの変化による多様性の進行で新しい段階に差し掛かった。

そこで、公益法人認定法では条件付きながら収益事業の実施を認めており、

「収益事業から生じた所得に対しては、法人税が課税されるものの、出た利益の50%以上を公益目的事業の赤字補填に使用できる」としていることから収益事業への建議に取り組んだ。

## 2) 公益事業を補完する・収益事業を認定

収益事業へのアプローチ、検討は平成30年から試験的に実施した、お盆や彼岸の期間限定で取組んだ供花の取扱がきっかけで始まった、といえる。

そうしたなか、当園では自己資本の強化による経営体質の強化を目論む中で、使用者のご理解をいただき3年度に管理料の平準化・値上げを実施。今後の厳しい経営環境への備えとしたが、更なる経営改善を図ることを目的により前述の地元JAに完全委託のもとに取り組んだ4年間の「供花取扱い」の学習結果をベースに霊園事業に関連した収益事業の認定を申請。公益事業をサポートする新事業として育成。総合霊園経営実現に向け、盤石の経営体制構築への備えとする。

実務的には3年10月に所管官庁・県総務課への申請を行い、2回の公益認定等委員会の審議を受け、3月18日滋賀県知事より「認定報告」を受けた。

### (4) GNSSによる「霊園敷地境界杭測量」の実施

当園の初期開発は昭和60年2月に始まっており、総敷地面積・7万3千㎡余の開発申請業務は大変な事業であったと聞いている。中でも測量業務は地目が池沼であった当地を三角測量により踏査・作図をし、開発申請が進められた。以来37年を経過するが、このような基礎データの上に今日の霊園がある。

そうしたなか、測量法が平成14年4月に日本の国土と地図をつかさどる国土地理院によって大きく変えられ、「日本測地系から世界測地系の採用へ、変更改正」された。同法は人工衛星からの電波を受信・測位する方法であり、GPS測量・GNSS(全球測位衛星システム)測量と言われている。同法のメリットはGPS衛星を利用のためロスがなく、電子基準点を使用することによって新点のみの観測だけですみ、大幅に効率化が図れ、高精度・短工期・省コスト化が可能となると言われている。加えて、この法改正によって、今後の建築確認申請等の申請時に「開発行為に係る移動の有無や敷地の現況確認義務」が必要とされる場合、測量データはすべてGNSS方式によるものでなければならないとされ、旧データ(日本測地系)は採用されないとした。

そうしたことから、今後の備えとして新年度計画として取り組んだところであり、霊園全周囲を80日の日程で踏査、その後これまで霊園で保有の関係図書を閲覧精査し、霊園敷地の境界杭の確認・復元とともにすべてのデータを世界測地系・GPSデータ化することが出来た。

### (5) 西野対策、処理は終結。新規世代へ

当霊園の発端となった原点がまさにこの「南大萱の墓地活性化」であった。

当時の状況は、地域の急激な市街地化の形成の中で「旧来の地域墓地・西野墓地の絶対的不足に加え、地域の次・三男、子ども達や新住民のための新墓地需要が切迫する中で、財産区財産・73,000 m<sup>2</sup>を活用して墓地を提供することにより子々孫々にわたる地域の繁栄と安心を、との多くの先達たちの熱き想いであった」と聞く。

この想いを如何に具現化するかは回答が霊園 30 年の歴史であり、町会との協議を重ねた結果、平成 29 年度最終第 56 回理事会（平成 30 年 3 月開催）第 5 号議案 霊園の提案する分家対策「南大萱における墓地の活性化」を最終提案、承認成立した。その後、町会・南大萱町地域活性化推進会とはさらに協議を補強するため協議経過示す関係書類を添付の「同意確認書」を取りまとめ、平成 30 年 11 月双方押印・書面を交換、霊園事業としての理解と今後の推進についての協力を約し、制度がスタートした。

その後、平成 31 年 2 月から具体的運用をはじめ、2 年度までに 200 件の資格認定判断を行い、2,618 万円の減免認定を行ってきた。本年度も昨年同様、減免審査認定委員会は本郷巧常任理事を委員長に深田清一理事、稲田武兵衛理事により構成、当該権利者 2 名の認定受け入れを行った。

## （6）揺るぎない公益へ！連携を強める

霊園事業とは故人の埋葬と祀りごと、すなわち使用者それぞれにおける人生納めの大事業をお手伝いさせていただく、重要な公益任務である。

そのようななかで、公益認定 10 年目を迎え、法人運営では公益法人に関する主監督官庁である県公益認定等委員会（事務局：滋賀県総務課）には適宜課題事項の照会を行う等指導を受けた。特に今期は永代供養合葬墓設置に関する定款変更、新たな枠組みである収益事業の認定に関して多大なご指導を得たところである。

また、業務執行に関しては墓地埋葬法に照らした厳格な運用に努めなければならないなかで、行政とは表裏一体の緊密な関係が必要とされることから窓口である大津市役所市民部戸籍住民課とは月次の「埋蔵状況報告書」を提出するなど継続した連携・指導をうけた。

## （7）永代供養・合葬墓の管理を研修

次世代墓地として永代供養合葬墓取組みへの基本方針が固まる中で、夏の一

日、管理運営面からの課題解決を目的として先進施設である宝塚市立宝塚すみれ墓苑、高槻市公園墓地の合葬式墓地を見学、設計者も同行し事務方による現地研修を実施した。

## (8) 役員会、評議員会等状況

コロナ禍 2 年目の事業展開は「三密回避、ソーシャルジスタンス確保、新しい生活様式」などこれまでにない緊張の日常が継続する中で年間を通し地道な活動に終始した。そのようななか、ハード面での活動は「感染予防の自粛」を基本とし、ソフト面での内的な理論形成や将来構想構築に向けた協議検討を充実する形での運営となった。

特に今 35 期は新規事業としての永代供養合葬墓に着手するとともに、公益事業を補完する収益事業開始への認定取得と言う「転換点の年」であったことから、理事会は年 6 回開催。評議員会は 4 回の開催となった。

### 1) 理事会の開催

理事会は松田勉理事長 2 年目の執行体制のなかで、「永代供養合葬墓計画」を推進、同計画にかかわる定款変更、「覚書」事案の対応、収益事業認定のための諸決議など重要経営課題を検討協議・承認を行った。

### 2) 2 回の監査会、監事の活動

監事はメインの「第 34 期決算監査」「第 35 期中間監査」を主体的に実施。かがやき税理士法人の立会指導の中、終日にわたり、経営内容や実務処理について厳しくチェックを行うとともに適切な業務監査を行った。また 6 回の理事会開催には毎回、評議員会には事業報告等の議題の上程された 2 回、併せて 8 回の出席があった。

### 3) 評議員会の開催

評議員会は最重要議決である「第 34 期正味財産増減計算書(案)貸借対照表、財産目録」承認をはじめとして、「定款変更に関する議案」審議に 4 回の会議を開いた。なお年初の第 1 回会議では津市内田一成市民部長の異動による補欠選任議案を提案。新市民部長・小島浩幸評議員に交替した。



### 3・業務、事務管理部門

#### (1) 霊園業務活動の歯車一部会活動

墓地・霊園経営を通じ、ひろく一般に社会貢献を行うとともに地域住民の安寧と地域発展に寄与する、ことを目的とする当霊園の事業を円滑・迅速に行うため4部会を構成。それぞれに公益財団法人がスタートした平成24年以来恒例となっている公益貢献行事等に取り組んだ。

本年もコロナ禍によって外部人員を動員しての活動は縮小したものの、自主活動はほぼ例年どおりの活動を行った。

##### 1) 事業部—霊園経営を主管

墓地経営や運営全般にわたり所管する事業部は事業計画骨子や設備投資原案、新事業提案など理事長の諮問的機関としての役割を担った。

特に本年は永代供養合葬墓計画や収益事業許可申請に伴う、提案骨子部分の重要な審議を担い、理事会への提出議案の理論構築に寄与した。

##### 2) 環境整備—充実のGG場整備

環境整備部は一番の賑わいの施設であるGG場の維持整備を近隣の同好利用者団体(3年度登録・11団体)の協力を得ながら実施しており、本年度は5月から10月まで、各月の第4水曜日を定例とし年間6回実施した。県のコロナ緊急事態宣言によって、8月27日から9月30日までGG場を閉鎖。感染防止に努める事態となったが、維持管理は例年通り実施、計画通りの活動ができた。

##### 3) 広報研修—GG大会開く

青少年育成、広域メセナ活動を担う広報研修部はもともとコロナ禍の影響を受けた。春の恒例行事・霊園さくらまつり「春の研修会」が中止。地蔵盆祭りは霊園関係者のみの仏事行事とする縮小開催。外部先進地研修計画も中止。唯一実行委員会形式によるシニア・近隣融和対策としての理事長杯GG大会が若干規模を縮小したものの利用団体関係者の熱意で開催できたことが大きい。

##### 供養法要—地蔵盆は仏事のみ

地蔵盆祭りは青少年の健全育成をめざす霊園事業のメイン事業。事業実施面で供養法要部が主体的に実施、恒例行事に育ててきた。しかし、本年もコロナ禍の感染防止対策により仏事行事のみで断念。また、戦没者慰霊法要は南大萱町会、同遺族会が常楽寺で実施、理事長のみの代表参加となった。

## (2) 事務管理における執行状況

### 1) 役員・職員の体制は変わらず

役員体制（理事・8名、監事・2名）ならびに評議員（8名）体制は変わらず運営した。なお、評議員は津市内田一成市民部長の異動により、新市民部長・小島浩幸評議員に交替した。また、事務局体制もかわらず業務執行を行った。

### 2) 定款に「永代供養合葬墓」を追加改正

「開園 30 年の礎」を基に、更なる 10 年の展望を画策する中で、次なる課題は永代供養・合葬墓施設設置運営にあることを想定、令和 2 年 12 月には永代供養・合葬墓「おおがや悠久（仮称）」計画を企画、検討。令和 2 年度第 5 回理事会（令和 3 年 2 月 12 日開催）で計画承認を行い、具体化に向け準備を進めていたところである。

その様な経緯の中で、当初は永代供養墓が霊園事業の拡大事業としての範疇から定款変更までの必要はないものとの考えであったが、関係官庁への指導を仰いだ結果、同計画をより明確に事業として法人の規範である「定款」に明示することが賢明であるとの判断をいただいたことから、第 4 条（事業）3 項に「永代供養合葬墓の設置、運営に関する事業」を追加、改正を行った。

## (3) 広報は 2 方向で・Instagram は始める

### 1) ホームページ「新企画の発信を力に」

ホームページでの霊園情報を発信してから丸四年が経過した。3 年の延べ訪問者数は 2,367 回（197 回/月）と 2 年の 2,725 回、元年の 3,255 回と開設以来の訪問回数減少傾向が続いている。発信側によるメンテナンスやリニューアルなど改善の必要が感じられる。

ホームページの発信内容は霊園事業や施設の案内、各種申請手順、申請様式のダウンロード等のベーシック情報をカバーできており、霊園管理業務面での一定の情報も掲載出来ており、パソコン世代の台頭で更なる活用が期待される。

今後にあつては訪問数増加のためには「ピックアップ」や「新着情報」コーナーなどニュース性の高い情報提供や「おおがや悠久」プロジェクトの取り組む新企画を細やかに自己発信することが必要と思われる。特に永代供養合葬墓の進捗に合わせての発信に期待したい。

### 2) Instagram7 月から発信

インスタグラムとはメタプラットフォームズが所有するアメリカの写真・動画ソーシャルネットワークサービス（SNS）で 2010 年に開始。日本では 2014 年にアカウントが開設され、2017 年には「インスタ映え」で新語流行語大賞となり話題になった SNS の一手法。

霊園では新しいアプローチとして 7 月からアカウントを開設、主に霊園内の花々や情景を季節に合わせ発信しており、初年度は 2,801 名の訪問者があった。開設 9 か月が経過したなかで、このサイトの難しいところは主体が写真であり常に真新しさが求められるところ、そのため常にメンテが必要であるが、霊園と言う限られた範囲のなかで有益・他者に感心の持たれる写真情報を発信できるかが課題といえる。

#### (4) 改善活動の取り組み

##### 1) 下丸尾池活性化のこころみ、花蓮、鯉

汚泥に咲く蓮の花は極楽浄土の象徴と言われる。幸いにして当園には敷地内に下丸尾池を有することから、蓮を中心とした景観形成を研究するとともに、放生池としての機能を具備するため色鯉等の放流・育成を研究し、訪れる人々に「おおがや悠久」の情感を提供するプロジェクトを、とのことからまず花蓮の栽培に挑戦。色鯉稚魚の放流を実施した。

蓮池育成については識者に「蓮は植生が旺盛であるため、環境に会えば池全体に繁茂し管理が困難になる」等の忠告を受けたことから、まず睡蓮鉢・30 鉢に試験定植、お盆には見事に開花、墓参客に喜んでいただけた。一方、色鯉については県立琵琶湖博物館 松田総括学芸員を訪ね、鯉の基礎知識を勉強。その後、南郷水産センターで稚魚を求めるが手に入らず、彦根の業者から約 300 匹の稚魚をもらい受け、8 月初旬下丸尾池への放流を行った。その後は水温が高く魚影の見える 10 月末まで餌付けを行ったが、給餌を中止。カワウによる食害防止のための追い払いを行ってきた。その経過の中で体調 60 cm の白錦鯉 1 匹、60 から 70 cm の黒鯉 6 匹が確認、冬を超えて残った色鯉の成長が楽しみである。